# 規　則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―四九（地域手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十七年三月三十日

人事院総裁　一宮なほみ

**人事院規則九―四九―四一**

人事院規則九―四九（地域手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―四九（地域手当）の一部を次のように改正する。

附則別表百分の十三の項中「西宮市」を「西宮市　宝塚市」に改め、同表百分の十の項中「藤沢市」を「藤沢市　茅ヶ崎市」に改める。

別表第一神奈川県の項中「大和市」を「茅ヶ崎市　大和市」に改め、同表兵庫県の項中「芦屋市」を「芦屋市　宝塚市」に改める。

**附　則**

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十七年三月三十日

人事院総裁　一宮なほみ

**人事院規則九―五五―一一一**

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

別表の一の表鹿児島県の項中「｜大島郡徳之島町亀津五五三の一｜徳之島区検察庁｜」及び「｜西之表市西之表一六三一四の六｜種子島区検察庁｜」を削る。

**附　則**

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

# 告　示

**○内閣府・農林水産省告示第一号**

独立行政法人北方領土問題対策協会の業務運営並びに財務及び会計に関する命令の一部を改正する命令（平成二十七年内閣府・農林水産省令第一号）の施行に伴い、独立行政法人北方領土問題対策協会が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準（平成二十二年内閣府・農林水産省告示第一号）の一部を次のように改正し、独立行政法人北方領土問題対策協会の業務運営並びに財務及び会計に関する命令の一部を改正する命令の施行の日（平成二十七年四月一日）から適用する。

平成二十七年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

農林水産大臣　林　芳正

第一条中「独立行政法人北方領土問題対策協会の業務運営並びに財務及び会計に関する命令」を「独立行政法人北方領土問題対策協会の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令」に、「第三条第一項」を「第五条第一項」に改める。

**○国家公安委員会告示第八号**

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第八条の規定に基づき、国家公安委員会が所管する事業分野における個人情報保護に関する指針（平成二十二年国家公安委員会告示第五号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月三十日

国家公安委員会委員長　小川惠里子

第２の１中「すべて」を「全て」に改める。

第２の１(1)及び(2)中「本人の」を削る。

第２の１(3)中「本人」を「個人」に改める。

第２の１(6)中「会社」を「事業者」に改める。

第２の４(5)及び６中「すべて」を「全て」に改める。

第２の８(1)中「問い合わせ」を「問合せ」に改める。

第４の５(1)ケ中「家事審判規則（昭和22年最高裁判所規則第15号）第８条」を「家事事件手続法（平成23年法律第52号）第62条」に改め、第４の５(1)ケ中「家事審判規則第７条の２」を「家事事件手続法第58条」に改め、第４の５(1)サ中「第９条第１項」を「第８条第１項」に改め、第４の５(1)シ中「所得税法（昭和40年法律第33号）第234条等」を「国税通則法（昭和37年法律第66号）第74条の２から第74条の６」に改め、第４の５(1)セ中「指定統計調査」を「基幹統計調査」に、「申告」を「報告」に、「調査実施者」を「行政機関の長」に、「第５条・第17条」を「第13条・第30条」に改める。

第４の５(4)イ中「承認統計調査や届出統計調査」を「一般統計調査」に改める。

第５の１(2)の次に次のように加える。

また、第三者からの提供（法第23条第１項各号に掲げる場合並びに個人情報の取扱いの委託、事業の承継及び共同利用に伴い、個人情報を提供する場合を除く。）により、個人情報（令第２条第２号に規定するものから取得した個人情報を除く。）を取得する場合には、提供元の法の遵守状況（例えば、いわゆる「オプトアウト」（第７の３の規定（法第23条第２項・第３項）参照）、利用目的、開示手続、問合せ・苦情の受付窓口を公表していること等）を確認し、個人情報を適切に管理している者を提供元として選定するとともに、実際に個人情報を取得する際には、例えば、取得の経緯を示す契約書等の書面の点検又はこれに代わる合理的な方法により、当該個人情報の取得方法等を確認した上で、当該個人情報が適法に取得されたことが確認できない場合は、偽りその他不正の手段により取得されたものである可能性もあることから、その取得を自粛することを含め、慎重に対応することが望ましい。

第６の２中「事業の性質、個人データの取扱状況及び」を「事業の規模及び性質、個人データの取扱状況並びに」に、「(5)まで」を「(6)まで」に改める。

第６の２(3)及び(4)を次のように改める。

(3)　入館（室）者による不正行為の防止を目的とした業務実施場所及び情報システム等の設置場所の入退館（室）管理の実施を行う物理的安全管理措置（例えば、入退館（室）の記録の保存等）

(4)　個人データの盗難の防止等の措置を行う物理的安全管理措置（例えば、カメラによる撮影や作業への立会い等による記録又はモニタリングの実施、記録機能を持つ媒体の持込み・持出し禁止又は検査の実施等）

第６の２中「(6)から(11)」を「(11)から(16)まで」に改める。

第６の２中(11)を(16)とし、(6)から(10)までを(11)から(15)までとする。

第６の２(5)中「情報システム安全対策指針」の前に「その他」を加え、(5)を(6)とする。

第６の２(6)の次に次のように加える。

また、(1)から(6)までのような措置に加え、事業者の内部又は外部からの不正行為による個人データの漏えい等を防止するための手法として、例えば以下の(7)から(10)までのような措置を講じることが望ましい。